

## ＜資料編＞

### 1 千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例

#### (目的)

第一条 この条例は、緊急時における適切かつ迅速なAEDの使用及び心肺蘇生法の実施が、要救助者の救命率の向上及び後遺症の軽減に果たす役割の重要性に鑑み、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進について、県の責務等を明らかにし、県その他の者が取り組むべき基本的な事項を定めることにより、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進を図るとともに、誰もが要救助者に対して自発的かつ積極的にAEDを使用し、及び心肺蘇生法を実施することができる環境をつくり、もって一人でも多くの要救助者の救命及び後遺症の軽減を実現することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 AED 自動体外式除細動器をいう。
- 二 心肺蘇生法 胸骨圧迫又は人工呼吸により血液の循環又は呼吸を補助する処置をいう。
- 三 要救助者 本県の区域内において心肺の機能が停止した状態にある者又はそのおそれがあると認められる者をいう。
- 四 県民 本県の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

#### (県の責務)

第三条 県は、国、市町村（市町村の消防事務を共同処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）、事業者その他の関係者と連携し、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村と連携し、県内におけるAEDの効果的かつ効率的な設置を計画的に推進するものとする。

#### (市町村の役割)

第四条 市町村は、国、県、事業者その他の関係者と連携し、それぞれの地域の実情に応じて、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に努めるものとする。

2 市町村は、県と連携し、県内におけるAEDの効果的かつ効率的な設置を計画的に推進するよう努めるものとする。

3 市町村は、県に対し、第十二条第一項に規定するAED情報の提供に努めるものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施に関する知識及び技能の習得及び維持に努めるものとする。

2 県民は、要救助者を発見した場合は、相互扶助の精神にのっとり、自ら率先してAEDの使用及び心肺蘇生法の実施に努めるものとする。

3 AEDの使用及び心肺蘇生法の実施に関する知識及び技能を習得した県民は、その習得した知識及び技能の内容及び程度に応じて、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施に関する知識及び技能の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、従業員に対し、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施に関する知識及び技能を習得させ、及び維持させるよう努めるものとする。

(基本計画)

第七条 知事は、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進を図るため、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する基本的な方針

二 AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する目標

三 AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前各号に掲げるもののほか、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関し必要な

## 事項

- 3 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### (学校及び保育所等における取組の促進)

第八条 県は、市町村、事業者その他の関係者と連携し、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）の教職員及び保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定子ども園をいう。）の教職員に対し、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施に関する知識、技能及び指導方法を習得させ、及び維持向上させるよう努めるものとする。

- 2 学校（幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。）は、授業その他の教育活動において、児童又は生徒の発達段階に応じ、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施に関する知識及び技能を習得するための機会を確保するよう努めるものとする。
- 3 県立中学校及び県立高等学校は、生徒に対し、心肺蘇生法の実施又はAEDの使用に関する実習を行うものとする。
- 4 学校（前項に規定するもの並びに幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。）は、児童又は生徒に対し、心肺蘇生法の実施及びAEDの使用に関する実習を行うよう努めるものとする。
- 5 県は、市町村、事業者その他の関係者と連携し、第二項に規定する機会の確保又は第三項若しくは前項に規定する実習の実施のために必要な機材の貸出し、人材の派遣その他の支援を行うよう努めるものとする。

### (広報活動及び普及啓発強化月間)

第九条 県は、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施についての県民の関心及び理解を深めるため、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県民の間に、広くAEDの使用及び心肺蘇生法の実施についての関心及び理解を深めるため、AEDで命を救う勇気を持とう月間を設ける。

- 3 AEDで命を救う勇気を持つ月間は、九月とする。
- 4 県は、市町村その他の関係者と連携し、AEDで命を救う勇気を持つ月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(県有施設におけるAEDの設置等)

第十条 県は、別に定める県有施設にAEDを設置するものとする。

- 2 県は、前項に規定する県有施設において、別に定める基準に従って、AEDを設置した場所を適切に表示するものとする。
- 3 県は、別に定める基準に従って、その所有するAEDを適切に維持管理するものとする。
- 4 県は、行事を主催するときは、当該行事の開催場所にAEDの確保を図るものとする。

(事業所におけるAEDの設置等)

第十一条 事業者は、事業所にAEDを設置するよう努めるものとする。

- 2 AEDを設置している事業者（以下「AED設置事業者」という。）は、前条第二項に規定する基準その他のAEDを設置する場所の表示に関し必要な事項についての定めに従って、事業所においてAEDを設置した場所を適切に表示するよう努めるものとする。
- 3 AED設置事業者は、前条第三項に規定する基準その他のAEDの維持管理に関し必要な事項についての定めに従って、その所有するAEDを適切に維持管理するよう努めるものとする。

(AEDに関する情報の提供及び公表)

第十二条 県内にAEDを設置している者は、知事が別に定めるところにより、県に対し、当該AEDの種類、設置場所、第三者利用の可否、利用可能な時間その他の県民が当該AEDを利用するために有益な情報（以下「AED情報」という。）を提供するよう努めるものとする。

- 2 前項の規定は、AED情報の変更及びAEDの設置の廃止について準用する。
- 3 県は、前各項の規定によりAED情報の提供があった場合は、速やかに、県民に対し、インターネットその他の方法により当該AED情報を公表するものとする。

4 AEDを販売し、授与し、又は貸与しようとする者は、その相手方に対し、AED情報を県に提供するよう促すものとする。

(援助)

第十三条 知事は、要救助者に対しAEDを使用し、又は心肺蘇生法を実施した者（以下「救助実施者」という。）に対して提起された訴訟が、AEDを使用し、又は心肺蘇生法を実施した事案に係るものである場合であって、千葉県救急・災害医療審議会が適当と認めるときは、当該訴訟を提起された救助実施者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用の貸付けその他の援助を行うことができる。

2 県は、救助実施者が要救助者に対しAEDを使用し、又は心肺蘇生法を実施したことにより、当該救助実施者に健康被害等が生じた場合において、必要な情報の提供その他の適切な援助を行うものとする。

(貸付金の返還等)

第十四条 前条第一項の規定により訴訟に要する費用の貸付けを受けた救助実施者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定める日までに、当該貸付金を返還しなければならない。ただし、知事は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、相当の期間、当該貸付金の全部又は一部の返還を猶予することができる。

2 知事は、前項本文の規定にかかわらず、当該訴訟が棄却その他の理由により終了し、当該訴訟に要する費用の貸付けを受けた救助実施者が違法な行為をしたとは認められないとき又はやむを得ない事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(財政上の措置)

第十五条 県は、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施を促進するため、必要な財政上の措置を行うものとする。

(見直し)

第十六条 知事は、この条例の施行後三年を経過するごとに、この条例の規定及び実施状

況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

#### 附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 2 千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例（平成二十八年千葉県条例第五十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(訴訟費用の貸付けの限度額)

第二条 条例第十三条第一項の規定による訴訟に要する費用の貸付け（弁護士に支払うべき報酬その他の訴訟に要する費用の貸付けをいう。以下「訴訟費用の貸付け」という。）は、訴訟一件につき百万円を限度として行うものとする。

(訴訟費用の貸付けの対象となる訴訟)

第三条 訴訟費用の貸付けの対象となる訴訟は、条例第十三条第一項に規定する救助実施者が要救助者又は要救助者の相続人から提起された訴訟（当該救助実施者が所属する法人その他の団体に対してのみ提起された訴訟を除く。）とする。

(貸付金に係る利息)

第四条 訴訟費用の貸付けに係る貸付金（以下「貸付金」という。）は、無利息とする。

(貸付けの申請)

第五条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、当該訴訟に係る訴状の写しその他知事が必要と認める書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、訴訟費用の貸付けの可否及び貸し付ける場合における貸付金の額を決定し、これらを申請者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定により貸付金の貸付けを決定する場合には、貸付金の貸付けに関し、必要な条件を付すことができる。

4 知事は、第二項の決定をしようとするときは、あらかじめ、千葉県救急・災害医療審議会の意見を聴かなければならない。

(貸付金の交付手続)

第六条 前条第二項の規定により貸付金の貸付けの決定を受けた者（次条において「借受決定者」という。）は、知事が必要と認める書類を添付した請求書を知事に提出しなければならない。

(貸付けの決定の取消し等)

第七条 知事は、借受決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対する貸付金の貸付けの決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- 二 虚偽その他不正の手段により貸付金の貸付けを受けたとき。
- 三 第五条第三項に規定する貸付けの条件に違反したとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、貸付けが不適當であると認めたとき。

2 知事は、前項の規定により貸付金の貸付けの決定を取り消したときは、当該取消しに係る貸付金を交付せず、又は期限を定めて当該取消しに係る貸付金を返還させるものとする。

(返還の期日)

第八条 条例第十四条第一項の規則で定める日は、当該訴訟が終了した日から起算して三月を経過した日とする。

(返還猶予の申請)

第九条 条例第十四条第一項ただし書の規定により貸付金の返還の全部又は一部の猶予を受けようとする者は、罹(り)災証明書その他の知事が必要と認める書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、貸付金の返還の猶予の可否並びに猶予する場合における猶予の期間及び猶予に係る貸付金の額を決定し、これらを申請者に通知するものとする。

(返還免除の申請)

第十条 条例第十四条第二項の規定により貸付金の返還の全部又は一部の免除を受けようとする者は、当該訴訟に係る判決書の写しその他の知事が必要と認める書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、貸付金の返還の免除の可否及び返還を免除する場合における免除に係る貸付金の額を決定し、これらを申請者に通知するものとする。

3 知事は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ、千葉県救急・災害医療審議会の意見を聴かなければならない。

(延滞利息)

第十一条 知事は、貸付金の交付を受けた者（以下「借受者」という。）が正当な理由なく貸付金を返還すべき期日までに返還しなかったときは、当該返還すべき期日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十・七五パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

(住所の変更等の届出)

第十二条 借受者は、貸付金の返還が完了するまでの間に、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 借受者又は訴訟代理人の住所又は氏名に変更があったとき。
- 二 訴訟代理人に変更があったとき。
- 三 当該訴訟の承継があったとき。
- 四 当該訴訟が終了したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、知事が必要と認めるとき。

(訴訟の経過等の報告)

第十三条 知事は、当該訴訟の経過及び結果その他知事が必要と認める事項について、借受者に報告を求めることができる。

(委任)

第十四条 この規則に定めるもののほか、申請書等の様式その他この規則の施行に関し必

要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

### 3 千葉県自動体外式除細動器（AED）設置情報提供要領

#### （目的）

第1条 この要領は、千葉県 AED の使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例（平成28年千葉県条例第57条。以下「条例」という。）第12条に規定する AED 情報の提供に関して必要な事項を定める。

#### （用語）

第2条 この要領において使用する用語は、条例において使用する用語の例とする。

#### （対象）

第3条 条例第12条第1項に規定する AED 情報の対象は、以下の条件を満たす全ての AED とする。

- （1）県内に設置されていること。
- （2）AED が動作可能な状態であること。

#### （情報の提供）

第4条 条例第12条第1項に規定する AED 情報の提供は、自動体外式除細動器（AED）設置届出書（第1号様式）により行うものとする。

2 条例第12条第2項に規定する AED 情報の変更に係る提供は、自動体外式除細動器（AED）変更届出書（第2号様式）により行うものとする。

3 条例第12条第2項に規定する AED の設置の廃止に係る情報提供は、自動体外式除細動器（AED）廃止届出書（第3号様式）により行うものとする。なお、AED が正常に動作しない状態となり、当面の間改善の見込みがない場合も同様に情報提供するものとする。

#### （情報の公表）

第5条 県は、提供のあった AED 情報のうち、公表の同意があるものについてインターネットその他の方法により当該 AED 情報を公表するものとする。

(付則)

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

#### 4 県有施設AED設置目標施設一覧

\* 県が入居等する民間施設等を除く

\* 区分は、本編P17の設置基準の(1)～(3)に該当（主なものを記載）

- 1 心肺機能が停止した状態にある者の発生頻度が高い施設
- 2 心肺機能が停止するリスクがあるイベント等が行われる施設
- 3 心肺機能が停止した状態にある者を目撃される可能性が高い（人が多い）施設

部局		施設名	区分
総務部	1	県庁本庁舎	3
	2	県庁中庁舎	3
	3	県庁議会棟	3
	4	県庁南庁舎	3
	5	東葛飾合同庁舎	3
	6	印旛合同庁舎	3
	7	香取合同庁舎	3
	8	海匝合同庁舎	3
	9	山武合同庁舎	3
	10	長生合同庁舎	3
	11	夷隅合同庁舎	3
	12	安房合同庁舎	3
	13	君津合同庁舎	3
	14	船橋合同庁舎（船橋県税事務所）	3
	15	文書館	3
	16	職員能力開発センター	3
防災危機管理部	1	千葉県西部防災センター	3
	2	千葉県消防学校	2
健康福祉部	1	習志野健康福祉センター	1
	2	市川健康福祉センター	1
	3	野田健康福祉センター	1
	4	印旛健康福祉センター 成田支所	1
	5	海匝健康福祉センター	1
	6	海匝健康福祉センター 八日市場地域保健センター	1
	7	山武健康福祉センター	1
	8	夷隅健康福祉センター	1
	9	安房健康福祉センター	1
	10	安房健康福祉センター 鴨川地域保健センター	1
	11	君津健康福祉センター	1

	12	市原健康福祉センター	1
	13	生実学校	2
	14	千葉県富浦学園	2
		千葉県生涯大学校	
	15	京葉学園	1
		千葉県生涯大学校	
	16	東葛飾学園	1
		千葉県生涯大学校	
	17	東総学園	1
		千葉県生涯大学校	
	18	外房学園	1
		千葉県生涯大学校	
	19	南房学園	1
	20	千葉県福祉ふれあいプラザ	2
	21	千葉県袖ヶ浦福祉センター	1
	22	千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター	2
	23	千葉県立保健医療大学（千葉市美浜区若葉）	3
	24	千葉県立保健医療大学（千葉市中央区仁戸名町）	3
	25	鶴舞看護専門学校	3
	26	野田看護専門学校	3
環境生活部	1	九十九里ふるさと自然公園センター	3
	2	勝浦海中公園施設	3
	3	上永井自然公園施設	3
	4	千葉県射撃場	2
	5	千葉県文化会館	3
	6	千葉県東総文化会館	3
	7	千葉県南総文化ホール	3
	8	青葉の森公園芸術文化ホール	3
商工労働部	1	日本コンベンションセンター（国際展示場1～8ホール）	3
	2	東葛テクノプラザ	3
	3	かずさアカデミアホール	3
	4	市原高等技術専門学校	3
	5	船橋高等技術専門学校	3
	6	我孫子高等技術専門学校	3
	7	旭高等技術専門学校	3
	8	東金高等技術専門学校	3
	9	障害者高等技術専門学校	3
農林水産部	1	農業大学校本館	2
	2	内浦山県民の森	2
	3	清和県民の森	2
	4	館山野鳥の森	2

	5	船橋県民の森	2
	6	東庄県民の森	2
	7	大多喜県民の森	2
県土整備部	1	青葉の森公園	2
	2	幕張海浜公園	2
	3	行田公園	2
	4	館山運動公園	2
	5	富津公園	2
	6	千葉ポートパーク	2
	7	千葉ポートタワー	2
	8	柏の葉公園	2
	9	蓮沼海浜公園	2
	10	北総花の丘公園	2
	11	長生の森公園	2
教育庁	1	さわやかちば県民プラザ	3
	2	手賀の丘少年自然の家	2
	3	水郷小見川少年自然の家	2
	4	君津亀山少年自然の家	2
	5	東金青年の家	2
	5	鴨川青年の家	2
	6	中央図書館	3
	7	西部図書館	3
	8	東部図書館	3
	9	総合教育センター	3
	10	子どもと親のサポートセンター	3
	11	美術館	3
	12	千葉県立中央博物館本館	3
	13	千葉県立中央博物館大利根分館	3
	14	千葉県立中央博物館大多喜城分館	3
	15	千葉県立中央博物館分館海の博物館	3
	16	現代産業科学館	3
	17	関宿城博物館	3
	18	房総のむら	3
	19	総合スポーツセンター	2
	20	東総運動場	2
	21	国際総合水泳場	2
	22	千葉高等学校	2
	23	千葉女子高等学校	2
	24	千葉東高等学校	2
	25	千葉商業高等学校	2
	26	京葉工業高等学校	2

27	千葉工業高等学校	2
28	千葉南高等学校	2
29	検見川高等学校	2
30	千葉北高等学校	2
31	若松高等学校	2
32	千城台高等学校	2
33	生浜高等学校	2
34	磯辺高等学校	2
35	泉高等学校	2
36	幕張総合高等学校	2
	幕張総合高等学校	
37	看護科校舎	2
38	柏井高等学校	2
39	千葉大宮高等学校	2
40	土気高等学校	2
41	千葉西高等学校	2
42	犢橋高等学校	2
43	八千代高等学校	2
44	八千代東高等学校	2
45	八千代西高等学校	2
46	津田沼高等学校	2
47	実籾高等学校	2
48	船橋高等学校	2
49	薬園台高等学校	2
50	船橋東高等学校	2
51	船橋啓明高等学校	2
52	船橋芝山高等学校	2
53	船橋二和高等学校	2
54	船橋古和釜高等学校	2
55	船橋法典高等学校	2
56	船橋豊富高等学校	2
57	船橋北高等学校	2
58	市川工業高等学校	2
59	国府台高等学校	2
60	国分高等学校	2
61	行徳高等学校	2
62	市川東高等学校	2
63	市川昴高等学校	2
64	市川南高等学校	2
65	浦安高等学校	2
66	浦安南高等学校	2

67	鎌ヶ谷高等学校	2
68	鎌ヶ谷西高等学校	2
69	松戸高等学校	2
70	小金高等学校	2
71	松戸国際高等学校	2
72	松戸南高等学校	2
73	松戸六実高等学校	2
74	松戸向陽高等学校	2
75	松戸馬橋高等学校	2
76	東葛飾高校学校	2
77	柏高等学校	2
78	柏南高等学校	2
79	柏陵高等学校	2
80	柏の葉高等学校	2
81	柏中央高等学校	2
82	沼南高等学校	2
83	沼南高柳高等学校	2
84	流山高等学校	2
85	流山おおたかの森高等学校	2
86	流山南高等学校	2
87	流山北高等学校	2
88	野田中央高等学校	2
89	清水高等学校	2
90	関宿高等学校	2
91	我孫子高等学校	2
92	我孫子東高等学校	2
93	白井高等学校	2
94	印旛明誠高等学校	2
95	成田西陵高等学校	2
96	成田国際高等学校	2
97	成田北高等学校	2
98	下総高等学校	2
99	富里高等学校	2
100	佐倉高等学校	2
101	佐倉東高等学校	2
102	佐倉西高等学校	2
103	佐倉南高等学校	2
104	八街高等学校	2
105	四街道高等学校	2
106	四街道北高等学校	2
107	佐原高等学校	2

108	佐原白楊高等学校	2
109	小見川高等学校	2
110	多古高等学校	2
111	銚子高等学校	2
112	銚子商業高等学校	2
113	銚子商業高等学校 海洋校舎	2
114	旭農業高等学校	2
115	東総工業高等学校	2
116	匝瑳高等学校	2
117	松尾高等学校	2
118	成東高等学校	2
119	東金高等学校	2
120	東金商業高等学校	2
121	大網高等学校	2
122	九十九里高等学校	2
123	長生高等学校	2
124	茂原高等学校	2
125	茂原樟陽高等学校	2
126	一宮商業高等学校	2
127	大多喜高等学校	2
128	大原高等学校	2
129	大原高等学校 岬校舎	2
130	大原高等学校 勝浦若潮校舎	2
131	長狭高等学校	2
132	安房拓心高等学校	2
133	安房高等学校	2
134	館山総合高等学校	2
135	館山総合高等学校 水産校舎	2
136	天羽高等学校	2
137	君津商業高等学校	2
138	木更津高等学校	2
139	木更津東高等学校	2
140	君津高等学校	2
141	上総高等学校	2
142	君津青葉高等学校	2
143	袖ヶ浦高等学校	2
144	市原高等学校	2
145	市原高等学校 (鶴舞グリーンキャンパス)	2
146	京葉高等学校	2
147	市原緑高等学校	2
148	姉崎高等学校	2

149	市原八幡高等学校	2
150	千葉聾学校	2
151	桜が丘特別支援学校	2
152	仁戸名特別支援学校	2
153	袖ヶ浦特別支援学校	2
154	千葉特別支援学校	2
155	八千代特別支援学校	2
156	習志野特別支援学校	2
157	船橋特別支援学校	2
158	船橋夏見特別支援学校	2
159	市川特別支援学校	2
160	特別支援学校市川大野高等学園	2
161	松戸特別支援学校	2
162	つくし特別支援学校	2
163	矢切特別支援学校	2
164	柏特別支援学校	2
165	柏特別支援学校 流山分教室	2
166	特別支援学校流山高等学園	2
167	特別支援学校流山高等学園 第二キャンパス	2
168	野田特別支援学校	2
169	我孫子特別支援学校	2
170	我孫子特別支援学校 清新分校	2
171	湖北特別支援学校	2
172	千葉盲学校	2
173	四街道特別支援学校	2
174	印旛特別支援学校	2
175	印旛特別支援学校 さくら分校	2
176	富里特別支援学校	2
177	栄特別支援学校	2
178	香取特別支援学校	2
179	銚子特別支援学校	2
180	八日市場特別支援学校	2
181	飯高特別支援学校	2
182	東金特別支援学校	2
183	大網白里特別支援学校	2
184	長生特別支援学校	2
185	夷隅特別支援学校	2
186	安房特別支援学校	2
187	安房特別支援学校 鴨川分教室	2
188	安房特別支援学校 館山聾分校	2
189	君津特別支援学校	2

	190	君津特別支援学校 上総湊分教室	2
	191	槇の実特別支援学校	2
	192	市原特別支援学校	2
	193	市原特別支援学校 つるまい風の丘分校	2
	194	千葉中学校	2
	195	東葛飾中学校	2
警察本部	1	千葉県警察本部庁舎	3
	2	千葉運転免許センター	3
	3	流山運転免許センター	3
	4	警察学校	2
	5	千葉中央警察署	3
	6	千葉東警察署	3
	7	千葉西警察署	3
	8	千葉南警察署	3
	9	千葉北警察署	3
	10	習志野警察署	3
	11	八千代警察署	3
	12	船橋警察署	3
	13	船橋東警察署	3
	14	鎌ヶ谷警察署	3
	15	市川警察署	3
	16	行徳警察署	3
	17	浦安警察署	3
	18	松戸警察署	3
	19	松戸東警察署	3
	20	野田警察署	3
	21	柏警察署	3
	22	流山警察署	3
	23	我孫子警察署	3
	24	佐倉警察署	3
	25	四街道警察署	3
	26	成田警察署	3
	27	成田国際空港警察署	3
	28	印西警察署	3
	29	香取警察署	3
	30	銚子警察署	3
	31	旭警察署	3
	32	匝瑳警察署	3
	33	山武警察署	3
	34	東金警察署	3
	35	茂原警察署	3

36	いすみ警察署	3
37	勝浦警察署	3
38	市原警察署	3
39	木更津警察署	3
40	君津警察署	3
41	富津警察署	3
42	館山警察署	3
43	鴨川警察署	3
44	佐倉警察署八街幹部交番	3
45	香取警察署小見川幹部交番	3
46	香取警察署多古幹部交番	3
47	勝浦警察署大多喜幹部交番	3
48	市原警察署南総幹部交番	3
49	館山警察署千倉幹部交番	3
55	茂原警察署一宮幹部交番	3
56	君津警察署上総幹部交番	3

## 5 千葉県AED等普及促進計画策定ワーキンググループ委員名簿

令和3年3月31日現在

	区分	所属機関	職名	氏名	備考
1	医療関係者	千葉大学	教授	中田 孝明	千葉県救急・災害医療審議会委員
2		公益社団法人千葉県医師会	理事	松本 尚	千葉県救急・災害医療審議会委員
3		千葉県救急医療センター	病院長	石橋 巖	循環器治療科
4	消防関係者	松戸市消防局 救急課	課長補佐	押尾 昌典	千葉県消防長会救急委員会事務局(千葉県消防長会から)
5	講習実施者	日本赤十字社 千葉県支部	事業部長	高橋 順一	
6	学校関係者	多古町立多古第一小学校	校長	八木 達彦	千葉県小学校長会
7	学校関係者	千葉県立君津高等学校	校長	堀切 健一	千葉県高等学校教育研究会保健体育部会から推薦
8	学校関係者	千葉県私立中学高等学校協会	代理理事	鈴木 ますみ	千葉明德学園 養護教諭
9	市町村	船橋市健康福祉局 健康・高齢部 健康政策課	課長	檜館 洋子	
10	事業者	一般社団法人 千葉県商工会議所連合会	事務局次長	島村 壮樹	
11	事業者	公益社団法人 千葉県観光物産協会	事務局長	荒川 嘉治	
12	販売業者	日本光電工業株式会社 首都圏GP営業統括部		百瀬 道之	千葉県医療機器販売業協会からの推薦

\* 所属機関等は就任時の名称